玉東町安心ごみ出し支援事業実施要綱

(目的)

第1条　この要綱は、日常生活に伴い家庭から排出される一般廃棄物を、自らごみステーションまで搬出することが困難な高齢者や障がい者等の世帯に対して、ごみの戸別収集(以下「戸別収集」という。)を実施することにより、ごみ出しに係る負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条　この要綱において使用する用語は、次に掲げるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)で使用する用語の例による。

(1)　避難行動要支援者とは、高齢者や障害者など、災害時の避難行動や避難所などでの生活が困難な者をいう。

(2)　高齢者とは、65歳以上の者で、介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護の認定を受けている者をいう。

(3)　障がい者とは、身体障害者手帳1級又は2級を所持している者（肢体不自由又は視覚障害の者のみ）、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持している者をいう。

(4)　ごみとは、町長が別に定めるごみの分別方法に従い分別された、燃えるごみ（可燃物）、燃えないごみ（不燃物）をいう。

(対象世帯)

第3条　戸別収集を利用できる世帯は、町内に住所を有し、かつ、居住している世帯であって、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。ただし、自らごみをごみステーションまで搬出することが可能である世帯又は親族や近隣住民等の協力を得ることができる世帯を除く。

(1)　ひとり暮らしの高齢者又は高齢者で構成される世帯であって、町の避難行動要支援者名簿に記載されている世帯

(2)　ひとり暮らしの障がい者又は障がい者で構成される世帯であって、町の避難行動要支援者名簿に記載されている世帯

（3）高齢者及び障がい者のみで構成される世帯であって、町の避難行動要支援者名簿に記載されている世帯

(4)　前3号に規定する世帯に準ずる世帯として、町長が特に必要と認めた世帯

(申請手続等)

第4条　戸別収集利用の申込みをしようとする世帯(以下「申請世帯」という。)は、玉東町安心ごみ出し支援事業利用申請書([様式第1号](https://www.city.ako.lg.jp/reiki/reiki_honbun/k314RG00001067.html#e000000149))に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(審査及び決定)

第5条　町長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、利用の可否を決定するものとする。

2　町長は、前項の審査に際し、必要に応じて関係各機関に情報の提供を求めることができる。

3　町長は、第1項の規定による決定をしたときは、速やかに申請世帯に対し、玉東町安心ごみ出し支援事業利用決定通知書([様式第2号](https://www.city.ako.lg.jp/reiki/reiki_honbun/k314RG00001067.html#e000000155))により通知しなければならない。

(収集方法)

第6条　第5条第3項の規定により利用可の決定を受けた世帯(以下「利用世帯」という。)は、あらかじめ町長が指定する家屋外の場所にフタ付のごみ容器を自ら設置して、設置した容器へごみを排出するものとする。

2　町長は、前項の規定により利用世帯が排出したごみを、週に1回収集するものとする。

3　前項に規定する戸別収集を行う職員(以下「職員」という。)は、利用世帯の家屋内に立ち入つて収集してはならない。

4　町長は、ごみの排出場所について、利用世帯と協議のうえ変更することができるものとする。

(安否確認)

第7条　町長は、前条に規定する戸別収集のときに、ごみが排出されていない場合であつて、あらかじめ安否確認を希望した利用世帯については、利用世帯の指定の方法により安否確認を行うものとする。

2　町長は、前項の場合において、何らかの異変を認めたときは、あらかじめ利用世帯が指定する緊急連絡先に連絡するものとする。

(一時停止)

第8条　利用世帯は、入院その他の理由により、一時的に戸別収集を必要としないときは、玉東町安心ごみ出し支援事業利用変更届([様式第3号](https://www.city.ako.lg.jp/reiki/reiki_honbun/k314RG00001067.html#e000000161))により、町長に申し出なければならない。また、再度、戸別収集が必要となった場合も同様とする。

(中止)

第9条　町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、戸別収集を中止することができる。

(1)　利用世帯から、前条の規定による利用変更届により、利用中止の申し出があったとき。

(2)　第3条の要件を満たさなくなつたとき。

(3)　前2号に掲げる場合のほか、事業の実施に支障があると認められるとき。

(補則)

第10条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

付　則

(施行期日)

1　この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2　申請手続等に係る準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。